

「忠快赦免譚」考

橋本正俊

一 はじめに

平家一門の中で、治承・寿永の内乱の後までも生き長らえた人物に、小川法印と称された天台僧忠快（一一五九～一二二七）がいる。忠快は、平教盛の息で、清盛の甥にあたる。いま『国史大辞典』よりその事跡を抄出すれば、壇ノ浦で生虜となり、伊豆配流の後、許されて帰洛。台密穴太流の契中に灌頂を受け、台密小川流の祖となる。源家將軍の知遇を得てたびたび東下、実朝の頃には幕府祈禱僧として鎌倉で活躍する。六十九歳で没、時に法印権大僧都であった。

覚一本『平家物語』から忠快の名を拾えば、巻七「一門都落」で、都落ちの人々の中に「中納言律師仲快」、巻十一「内侍所都人」で、生け捕りの人々の中に「中納言律師仲快」の名があり、巻十二「平大納言被流」では、「平家

の余党の都にあるを、国々へつかはさるべきよし、鎌倉殿より公家へ申されたりければ（中略）中納言律師忠快、武蔵国とぞきこえし」と武蔵国に配流されたことが記されている。忠快の配流先は『平家物語』諸本により異同があるけれども、いまはそのことに触れない。

さて、忠快の逸話は、説話集などにくつつか知られる。中でも最も知られたものは、配流先で斬刑に処せられるところを助命され、赦免されたという説話であろう。この説話を以下「忠快赦免譚」と称する。『平家物語』諸本のうち、覚一本では配流後の忠快のことは一切語られないけれども、延慶本や『源平盛衰記』（以下、盛衰記と略する）では、この赦免譚が詳しく描かれている。近年、忠快赦免譚については、室町時代成立の『忠快律師物語』についての川鶴進一氏の研究^①や、盛衰記における描かれ方に着目した辻本恭子氏の研究^②がある。本稿ではこれまでの

研究とは視点を変え、主に忠快赦免譚の話型に着目して考察を加えたい。

二 忠快赦免譚の比較

忠快赦免譚が語るような、忠快の斬首の決定、あるいはその助命に至る事実は、歴史資料では確認されない。ただし、日下力氏が指摘するように、『吾妻鏡』『玉葉』には、後白河法皇から頼朝に、夢想により流人の赦免を促す旨の相談があり、忠快ら平家の僧侶が赦免されたことや、頼朝が上洛の帰途に忠快らを同伴したことが記され、忠快をはじめとする「平氏僧侶に特別な配慮が払われた」ことがうかがえる⁽¹¹⁾。また、忠快は台密の正統を継承した学匠でもあり、特に二代將軍実朝の時には、しばしば將軍家のために台密修法を行ったことが指摘されている⁽¹²⁾。おそらく、平家一門でありながら後に法印権大僧都にまで上り、このように將軍家の帰依まで受けたことが、人々の関心を呼び、その配流と赦免をめぐる説話が形成されていったことが推測されよう。

では、忠快赦免譚を具体的に見ていきたい。はじめに、延慶本第六末「阿波民部・中納言忠快之事」に描かれる赦免譚を引用する。

門脇中納言ノ御子ニ、中納言律師忠快ト申ケルヲバ、鎌倉ヘ召下テ武藏ニ預ケ置レタリケルヲ、是ヲバ、僧ナレバメラルベキ由思給ケルガ、能々思ニ、「惣テ平家ノ一門ニハ、門脇中納言ノ子共ニ過テ恐シキ者ハナシ。越前ニ位ヨリ始テ、能登守ト云、大夫業盛ト云、何モく愚ナルハナシ。サレバ僧ナリトモ、思ヒ不レ可レ許」トテ、「トクく切ベシ」ト被仰タリケルニ、已ニ明日可切夜半計ニ、御長八尺計オハシマシケル大日ノ、白キ御杖ノ御長ト等キガ、末ハフタマタナルヲモテ、源二位ノ頸ヲ打ドツカヘテ、片方ノ御足ニテハ胸ヲフマヘサセ給テ、「何ニ汝ハ忠快ガ頸ヲバ切ムトハスルゾ。忠快ガ頸ヲ切ハ、即我頸ヲ切ニコソ。忠快ガ頸ヲ切程ナラバ、只今汝ヲバツキ殺ムズルゾ」ト有仰テ、打ドツカヘテ渡セ給ケレバ、手ヲ合テ、「助サセ給候ヘ。忠快ヲバ宥シ候ハン」ト被申ケレバ、指ハツシテノカセ給ト御覽ジテ、打驚給タリケレバ、身ヨリ汗カ、セ給、クルシキ事限ナシ。…(中略)頼朝、忠快の斬首を取り止め使者を遣わす。…ゲニモ預ノ者、忠快ヲバ夜曙バ切奉ムトテ、曉ニ成ケレバ、出立セ奉リ、物マイラセナンドシテ、夜明ケケレバ、御輿指寄テ乗セ奉トシケル処ニ、御使三人馳付テ、「中納言律師御房相グシ進テ、鎌倉ヘ可被參」トゾ申ケ

ル。是ニ付テモ、忠快ハ、「イトゞ何ナル日ニ合ムズルヤラン」ト悲ゾ覺シケル。先ニ馳付タリケル者ハ三人有ケルガ、百町ヅ、ノ御恩ヲ蒙リケル。

相具奉テ鎌倉ヘ参タリケレバ、持仏堂ヘ入レ奉テ、源二位イカケシ給テ、急ギ対面有テ、「抑御房ハ何ノ法ヲカ学セサセ給テ候。本尊ヲバ何ヲ崇メマヒラセラレ候哉ラン」ト被仰ケレバ、「甲斐ノ敷、何ノ宗ヲ学シタル事モ候ワズ。必ズ何ノ本尊ヲ崇メマヒラスル事モ候ワズ」ト被申ケレバ、「偏頗ヲ被仰候ソ。如何様モ御房ハ仏法ニ通ジ給ヘル人ニテ渡セ給ト覺ヘ候。只有ノマ、ニ仰候ヘ」ト被仰ケレバ、「密宗ヲコソ心ノ及所ハ学テ候ヘ。其二取テハ、大日ヲ本尊ト崇メ奉ル候」ト被仰ケレバ、「サ候ヘバコソ。少モ疑心候ワズ」トテ、夢想ノ様細々ト語り給テ、「御房ニ過給タル仏、渡セ給候ハズ。御房ニ過タル折ノ師、渡セ給マジ。頼朝ニモ御意趣思食ベカラス。今生後生、憑ミマヒラセ候ハン。是ニ住セ給ハントモ、京ヘ上セ給ハントモ、御心ニ任セマヒラセ候」ト被仰ケレバ、「其儀ニテ候者、本住馴タル処ニテ候ヘバ、京ヘ上ラムトコソ思候ヘ」ト被仰ケレバ、「トクく上セ給ヘ」トテ、究竟ノ所領七八所奉テ、京ヘ送り被奉テ。小河ノ法眼トテ、平家ノ信物ニテゾオハシケル。

頼朝（源二位）は迷いながらも忠快を斬刑に処することを決断する。ところが刑を執行する前の晩、頼朝の夢に大日如来が現れ、頼朝を踏みつけながら「忠快を斬ることは我（大日）を斬ることだ」と戒める。頼朝は慌てて使者を遣わし、斬首の直前に忠快は助かる。頼朝に召された忠快は日頃大日を本尊として語りを語り、得心した頼朝は所領を与えて忠快を都に帰らせる。このように、忠快の赦免を大日如来の靈験によるものとしている。

続いて、盛衰記卷第四十六「南都御幸大仏開眼附時忠流罪忠快免事」の赦免譚を見てみる。

門脇中納言教盛卿ノ子息、中納言律師忠快モ、配所ヲ飛驒国ニ定ラレテ、檢非違使久世ガ許ニ被預置タリケルニ、自鎌倉源二位家閔東ヘ下給ベシトテ、袖カサタル四方輿ニ、力者十二人、并二道ノ用心ニトテ、兵士アマタ被上タリ。…（中略）…

既ニ鎌倉ニ下著シテ、角ト申入タリケレバ、二位殿急見参シテ宣ケルハ、「先御下向悦存侍。抑御本尊ニ、地藏菩薩ヤ安置シ給ヘル」ト被問ケリ。律師「サル事候」ト答。「其本尊片手ヤ折給ヘル」ト宣ヘバ、「御手ノ折サセ給ヘルトハ不覺。奉久納、遙ニ不奉拜。即コレニ持テ奉レリ」トテ、錦ノ御舍利袋ヨリ、以紫檀造テ、以金銀カザリタル厨子ヲ取出テ、御

戸ヲ開テ拜マセ奉給ヘバ、仏ノ莊嚴心モ詞モ不_レ及_ニ。
瑪瑙ノ地盤ニ、紺瑠璃ヲ以テ伽羅陀山ヲタ、ミ、水晶
ノ花実ニ、琥珀ノ蓮華ヲ葺ケリ。其上ニ二三寸ノ地藏菩
薩ヲ安置セリ。右ニ黄金ノ錫杖ヲ突、左ニ如意宝珠ヲ
持給ヘルガ、ウデクビ折懸リテゾ御坐ケル。

二位殿奉_レ拜_レ之、ハラノ_レト涙ヲ流シ、五体ヲ投_ニ入
地_一礼給フ。因幡守弘基ヲ召テ、「嚴重殊勝ノ御仏、
拜給ヘ」ト被_レ仰ケレバ、広元同拜ヲナス処ニ、二位殿
物語ニ宣ク、「去比有_レ蒙_ニ靈夢_一、錫杖ツキタル貴僧ノ
容貌ウツクシキガ、我枕上ニ立給テ、『平家門脇中納
言ノ子息、律師忠快ト申ヲバ、此僧ニ免シ給ヘカシ。
年来深ク我ヲ相憑メル僧ニ侍。不便ニ覺ユ』ト被_レ仰
シヲ、夢ノ心地ニ、此御房ハ地藏ヨナト意得タリシカ
バ、『承候ヌ』ト申聞給。『返々本意也』トテ御飾ツ
クロハセ給ガ、左ノ御手ノ折給ヘルヲヨニ痛氣ニセサ
セ給ト奉_レ見聞ニ、『アノ御手ハイカニ』ト問申セバ、
『西海ノ船ニテ、忠快ヲ助ケ乗セントセシ時ニ、左ノ
手ヲ誤リテ』ト仰スト蒙_ニ示現_一。末代ナレ共加様ニ威
験ノ御坐シケル御信心ノ程コソ日出貴ケレ』ト宣ヘバ、
広元モ感涙ヲ流シテ、『難_レ有御事ニコソ』ト申ケリ。
：(中略。忠快、西海にて一人の僧に助けられた時、
僧が左腕を痛めたことを語る)：二位殿モイトト帰依

ノ涙ヲ流シ給。二位家ノ北方モ、簾中ニシテ聞_レ之拜
給。信心徹_ニ骨髓_一、衣小袖ヲ取出シテ、殊更供養有ケ
レバ、女房達モ取渡々々奉_レ拜、小袖、染物、鏡、手
箱等シナノ_レ奉_レル。二位殿モ、砂金百両、巻絹百端、
馬三疋ヲ被_レ引ケル也。十二間ノ内侍ニ外侍ニ候ケル、
大名モ小名モ、馬鞍、鷲羽、鷹羽、衣、染物、取寄々
々供養シケレバ、誠ニ一会ノ法事トゾ見エタリケル。
即仏師ヲ被_レ召御手ヲツギ奉_レル。鎌倉中ノ貴賤男女競
來テ、礼拝供養スル事市ヲナセルガ如シ。

二位殿宣ケルハ、「都へ帰上給_レベキカ、鎌倉ニ被_レ坐
ヨカシ。縦イツクニ御座候トモ、頼朝ガ生タラン程ハ、
如何ニモ不_レ可_ニ有_ニ疎略_一」ト聞エケレバ、律師ハ、「懸
ル浮者ニ成ヌレバ、イツクニモ侍ベケレ共、花洛ノ東
山ナル所ニ、一人ノ老母候ガ自ガ外ハ憑方ナク候ヘバ、
罷上度存候。其上静ナラン所ニ隠居シテ、練行ノ功ヲ
モ積度侍リ。此事本望ニ候ヘバ」トテ、鎌倉ヲ出給ケ
リ。本知行ノ領、一所モ違ズ有ケル上ニ、地藏菩薩供
養ノ布施物ノ外、種々ノ引出物タビケリ。

やはり靈驗譚ではあるけれども、その構成は延慶本とは異
なっている。飛騨への配流が決まっていた忠快は、頼朝の
命により鎌倉へ下る。そこで頼朝より、忠快は地藏を本尊
としているか、またその片腕が折れているかを尋ねられる。

果たして忠快の持仏である地藏の腕が折れていたのを見て、頼朝は夢に腕の折れた地藏が現れ、忠快の助命を嘆願したことを話す。それに対して忠快は、西海にて僧に助けられた際、その僧が左腕を痛めたことを語る。そして忠快は、頼朝をはじめ人々から供養の品々を受け取り、帰洛する。延慶本と異なり、忠快は斬首を命じられることなく頼朝に呼び寄せられ、その理由が後で種明かしされる構成になつてゐる。また、忠快の本尊が、延慶本では大日であつたのが、盛衰記では地藏となつてゐる。

『平家物語』以外では、『山王絵詞』（以下、絵詞と略する）巻十第二・三段にも忠快赦免譚が引かれてゐる。

：（前略。忠快が幼少時より日吉の十禪師に縁のあつたこと）：平家一族つゝにほろびて、僧俗あまた生虜せられて、鎌倉へめし下されし時、彼法印事、源二位の給けるは、「平家の長孫として一門の高僧と也、秘教の奥旨を究て、調伏の請祈を抽。況や心たく身すくやかにして、累祖の芸を伝る也。人ごとに一門の我執はつきず、本執宣胸の内にあらむか。子細におよばず。明日罪せらるべき」にぞ定ける。法印（之語）を聞て、先業のむくひ、宿運のつたなき事を思へば、不覚の涙おさへがたし。「抑我父教盛脚、山王の神勅を蒙て、忠快を十禪師にたてまつりしより以来、明ても暮も山王

法楽おこたらず、ねても覚も大師に法施をかざりたてまつりき。伝聞山王ハ三千徒にづらなる者をば、死がいまでもまぼらんと誓給也。其御誓むなしからずは、定はかなき跡をあはれみ、空しきかばねをぞ、見そなはし給らんずらむ」と、袖をしぼり給ひける。うつつともなく夢ともなく、猿一ひき来て、花を一ふさ袖に結付と見給ければ、其花光をはなちて、我が身を照とおぼえて、根本中堂と覚しき所へ参たれば、灯爐の火、赫突として、内陣に貴御音を出して、「我等晴為現、清浄光明身」とよみ給を聴聞すると思は、夢覚ぬ。さてかくぞ思つづけられる。

麓なる日吉の光さしそへて峯にかかやく法のともし火

となむ思つづけて、いよいよ山王の威光を貴び給けり。さて其夜の夢に、源二位見給けるは、年若き僧の容体妙なるが来ての給く、「忠快は縁ふかき者也。まげて我にゆるし給べし。我は是四明天台の守護、一乘擁術善神、日吉十禪師也。汝は一人の恵に誇て一天に威を施。汝理世の憲法を事とせり。何ぞ安寧の本懐を哀まざらん」と示畢。爰源二位夢覚て、忠快法印もとへ申送りけるは、「平家の高僧として、天下を調伏し給つると聞あるによりて、一門同列の罪科に行たてまつる

べきに、聊夢想の告を蒙むる。対面申べし」とて召請
ぜられて、免許あるのみならず、祈祷の事をさへ申付
られけり。早上洛あるべしとて、俊馬十疋、砂金百兩、
絹布の類始として、国の土産宿宿の儲まで、悉送られ
けり。さる程に、聞及大名等、我も我もと俸禄を拝跪
し美談す。

ここでは忠快の刑が執行される前夜、忠快の夢に日吉山王
の使いである猿が現れ、山王の示現を蒙る。さらに頼朝は
夢に十禪師より忠快の助命を嘆願される。これにより忠快
は赦免せられ、多くの品々を賜って上京する。忠快にも夢
想のある点が、延慶本や盛衰記とは異なる。また、絵詞で
は忠快を守護する神が日吉の十禪師となっている。十禪師
は山王七社の一つで、院政期頃よりその信仰が盛んになっ
た。十禪師については様々な本地説があった中で、地蔵を
本地とする説が一般的に知られていた⁵⁵。したがってこ
の点に関しては、本尊を地蔵としていた盛衰記と共通して
いるといえる。忠快と大日あるいは地蔵（十禪師）との結
びつきについては明らかにし得ないけれども、大日につい
ては先にも触れたような台密の学匠としての忠快像と関わ
るか。地蔵（十禪師）については、『阿婆縛抄』「山門真
言三流事」に、忠快が地蔵（十禪師）を信仰していたこと
が記されている。

以上の三作品が、中世に忠快赦免譚を記録した代表的な
ものであり、これらを遡る忠快赦免譚は確認されていない。
そこで、この三作品に描かれる忠快赦免譚を中心に検討を
したい。なお、『忠快律師物語』については、川鶴氏が検
証したように、『山王絵詞』を依拠した上で、『平家物語』
の諸本に共通する要素や、延慶本・盛衰記のそれぞれにの
み見られる要素をも取り込みつつ、新たな忠快の物語を
生成したものである⁵⁶ので、本稿では取り上げないでおく。

二 忠快赦免譚の形成

忠快赦免譚は、いつ頃形成されたのであろうか。

絵詞には、忠快赦免譚とは別に、頼朝によつて捕らえら
れ、そして赦免されるという話型の説話が収載されている。
卷十四第七段の、仙昌法橋の説話である。

東塔の南谷に、仙昌法橋と云者あり。関東右幕下、上
洛し給ける時、囚人として被^レ下^ニにけり。仙昌^ノ下向の
時、門弟どもに申おきけるは、「身にさせるあやまり
なしといへども、人のために讒せられて、忽に本山を
離て、今異境に趣ぬることかなしけれ。但此地蔵尊は
十禪師御本地と思て、帰敬し奉所也。毎日の供養努
かくべからず。設北嶺に返らずして、永永関東にしづ

むとも、後生菩提におきては、などかたすけ給はざらむ。思おく事也」とて下にけり。

門弟ども芳言をわすれず、信心を致して香花を備おこたらず。或夜門弟等、夢に一人の僧来て、「仙昌が迎に関東へ下向すべきよしあり。然に一方の肩いたき也」とて、二夜つづけて見たりければ、覺て後、帷帳の中を開て拝けるに、古仏にておほしけるが、一方の御肩すこしはなれたり。誠不思議也。さて幾程なく仙昌厚免をかふむり上落するに、梶原平三景時に仰て、俸禄のみならず、祈祷さへ仰つけられてけり。件の本尊は今にあり。妙光坊地藏是也。元來此仙昌、地藏一体、慈恵大師一体をぞ、毎日に摺写供養し奉りける。長日の啓白のことばを、証真法印にぞあつらへたりける。仙昌については明らかでない。またここでは、仙昌がなぜ頼朝（関東右幕下）に捕らえられたのか、そしてなぜ赦免されたのかも記されていない。しかし、天台僧が頼朝により捕らえられるが、赦免されて禄を賜り比叡山に戻る、という話型は、忠快赦免譚との共通点として注目される。さらに、仙昌は地藏（十禅師）を本尊としていたのであり、この点も盛衰記や絵詞の描く、十禅師の靈驗譚である忠快赦免譚と共通するところである。ところが、肝心の頼朝の夢想や、助命される場面がなく、頼朝に「俸禄のみならず、

祈祷さへ仰つけられ」たことのみ記されている。赦免され俸禄を賜った原因となる靈驗が語られていたとすれば、そのことを絵詞が省筆するとは考えにくいので、忠快赦免譚に見られるような靈驗や夢想は、ここでは語られていなかったと考えるべきだろう。しかし、この仙昌赦免譚のような説話を享受するとき、背景に赦免の原因となる何らかの靈驗譚を想定することは十分にあり得ることではないだろうか。忠快も配流の後、幕府に重用せられたという歴史的事実があったのであり、忠快赦免譚は、この仙昌赦免譚のような靈驗譚に、頼朝の夢想や斬首の場面などが脚色されていったのではないだろうか。仙昌赦免譚が、忠快赦免譚の一つの原型を示すものと考えてみたい。

ところで、絵詞はいつ頃成立したのであるうか。絵詞の成立背景については確かなことはわからないけれども、最も年代の下る説話が、末尾卷第十四第十三段の正和二年（一三三三）のこととしていて、この第十三段には、西園寺公衡（一二六四〜一三一五）の女子広義門院の親王出産のことが描かれていることなどから、『絵詞』の成立には公衡が深く関わっていると考えられている^⑧。ちなみに、公衡は『春日権現験記絵』の発願者でもある。

また、絵詞と同じく日吉山王の靈驗譚を集成した作品に『山王利生記』（以下、利生記と略する）がある^⑨。利生

記と絵詞は、共通する霊験譚を多く含み、深い関係にあることは確かだけれども、一方で説話の順序は大きく異なり、序文に該当する冒頭の本文も異なるなど、性格の違いも大きい。利生記も成立年代は定かではないけれども、最も年代の下る説話は、末尾巻九第三段の文永元年（一二六四）であり、また巻三第七段に「かの御位の初（引用者注・後三条天皇の初、一〇六八年）より今に至るまで、纔に二百年に及べり」とあることから、十三世紀には成立したものと考えられている⁽⁵⁾。このことから、利生記が絵詞に先行すると考えておいて問題ないと思われる。

さて、絵詞には忠快赦免譚と仙昌赦免譚が引かれているのに対し、利生記には仙昌赦免譚しか引かれていない（巻七第二・三段）。すでに拙稿で、仙昌赦免譚の末尾に名前の見られる「証真法印」に注日し、十三世紀初頭に、仙昌赦免譚を含む「原「霊験記」となる、日吉山王の霊験譚を集成する試みがあったのだろう」と推測した⁽⁶⁾。また、一方の忠快赦免譚は、延慶本や絵詞の成立から考えて、十四世紀初頭には現在見るような形のもの形成されていたことになる。以上の点から、十三世紀初頭までに、即ち治承・寿永の内乱が収まって間もなく、仙昌赦免譚のような源氏に捕縛されながらも赦免された者の霊験譚が語り始められ、やがて忠快赦免譚のような物語性を帯びたものへと

展開していった可能性が指摘できるだろう。

したがって、延慶本と絵詞の忠快赦免譚の相違点は、赦免譚が形成され始めた頃に、様々なバリエーションをもって語られていた状況を反映していると考えられる。また、延慶本成立の周辺について、牧野和夫氏は、「延慶本『平家物語』の形成過程に、鎌倉後期・末期頃に叡山と琵琶湖周辺の天台系寺院（阿弥陀寺・安楽寺、又比良山系につながる諸社）を往還して活動した「記家」（義源・光宗等を代表とする）の学問や収集資料（各地の寺社の縁起類等）が、直接・間接のいかんを問わないならば、関与していた可能性のある」ことを指摘している⁽⁷⁾。ここにいう、天台の記録・故実を扱った「記家」を代表する光宗については、忠快から承澄、澄豪へと相承された穴太流を相承していることもあって、注日される⁽⁸⁾。山門・日吉で形成され始めたであろう忠快赦免譚が延慶本に取り込まれていることは、そのような中世寺院のネットワークに拠るところもあるのだろう。

四 忠快赦免譚の特徴

忠快赦免譚の特徴を、他の類似する説話と比べて考察してみた。霊験譚という点から見てみれば、命を落とすは

ずの者が、日頃より信仰している仏菩薩の加護によって命を救われるという話は枚挙にいとまがない。とりわけ、『法華経』の「普門品」(観音経)に「或値怨賊邊、各執刀加害、念彼觀音力、咸即起慈心、或遭王難苦、臨刑欲壽終、念彼觀音力、刀尋段段壞、或囚禁枷鎖、手足被桎械、念彼觀音力、穢然得解脫」等とあるところから、法華経靈驗譚や觀音靈驗譚に、本尊とする觀音像が身代わりとなるという説話は多い。例えば『法華驗記』第百十四では、捕らえられた盜賊のうち、幼少より觀音経を読んでいた者だけは、いくら矢で射てもその身に当たらなかつたという(『今昔物語集』等に同話がある)。ただし、忠快赦免譚はそのように神仏が身代わりとなって命を救う靈驗譚ではない。また一方で、処刑の直前に助命が叶うという物語も数多い。中でも、忠快と同様、頼朝が助命を許可する話としては、『平家物語』の六代が挙げられるだろう。ただし六代の物語では、六代と周囲の武士の心情に焦点が当てられていて、頼朝にどのような理由があつて助命を許可したのかは描かれていない。また『平家物語』は、六代の延命を長谷觀音の利生によるものとしているけれども、助命が叶う場面で靈驗が描かれていないことは、忠快赦免譚との違いと言えるだろう。同様に頼朝が助命を許可する物語としては、舞曲『静』も挙げられる。梶原景時が義経の子を宿した静御

前の胎内探しを実行する間に、母の禪師が頼朝の奉書を持って駆け付ける。しかしここでも頼朝の動向は描かれず、また神仏の靈驗譚と言えない。

忠快赦免譚と同様に、靈驗譚でありながら、頼朝の動向を描き、また夢想を描く説話としては、長門本『平家物語』卷第二十が語る主馬盛久、あるいは延慶本第六末が語る肥後守貞能の説話をあげるべきだろう。長門本の語る盛久の説話は、次のようなものである。

壇ノ浦合戦後、平家の武士盛久は、京都に隠れ、清水寺に千日詣をしながら年月を送っていたが、捕らえられ、由比浜で斬首されることになる。ところが、盛久の頸を打とうとすると太刀が折れるという神変があり、この旨を頼朝に報告する。すると頼朝の室が、夢に清水寺近辺の僧と名乗る者が現れ、盛久を赦免するよう告げたと語る。そこで頼朝は盛久を赦免し、盛久は所領も賜り帰洛した。

この盛久赦免譚は、中世にいくつかのバリエーションがあつたようで(二二)、例えば永正十七年(一五二〇)頃成立の『清水寺縁起絵巻』下巻第四・五段では、処刑の前の晩に盛久の夢に老僧が現れ、盛久を加護することを告げる。そしてやはり処刑の際に太刀が折れるのだが、その後は「大將殿開召て、『希代の神変也。かゝるものとしらましかば、

刑にも及まじきものを」と、御感情ふかくて、赦免蒙り罷上けるとぞ」とあるのみで、頼朝の室の夢想は描かれぬ。また、能「盛久」では、盛久は斬首前に霊夢を見、太刀が折れた後に鎌倉で頼朝と対面し、「老僧が『われ汝が命に代るべし』と告げた」との夢想を語ると、頼朝も同じ夢想があったと語り、盛久を赦免する。もう一つの、延慶本が語る貞能譚も、詳細は省略するが、やはり清水観音の霊験譚であり、話型も盛久のそれとほとんど同じであって、頼朝に夢想があったとしている。

盛久・貞能赦免譚はともに、先に引いた「晋門品」の「念彼観音力、刀尋段段壞」の偈の功德を説く観音霊験譚である。ただしそれだけではなく、頼朝（もしくはその室）に夢想のあることが、前掲の『法華験記』に見られたような従来の霊験譚に比べて特徴的と言えよう。観音の霊験が、太刀の折れることのみでなく、裁く立場にある頼朝に赦免を乞う形となっても表れている。

さて、再び忠快赦免譚に戻ると、捕らわれた平家方の者の処分が決まりながら、頼朝に夢想があり赦免されるといふ点で、盛久・貞能赦免譚と極めて類似していることがわかる。関東に鎌倉幕府という新たな政権が誕生したことで、信仰する神仏による加護という従来の霊験譚の枠組みに、頼朝という権力者が絡んでいる点で、これらの赦免譚は其

通している。とりわけ、頼朝の寛容さを描いている点は注目される。いずれの赦免譚も、頼朝の信仰心、中でも忠快赦免譚では忠快に帰依する様子も描かれているし、盛久・忠快赦免譚では、所領や引出物まで賜っている。いずれも説話の主題が、神仏の霊験とともに、頼朝の寛容さや信仰心を描き出すことにもあるのは確かである。もちろん神仏を信仰し帰依する姿を描くことは、頼朝に対する神仏の絶対的な優位を描くことになるわけだが、一方で頼朝の理想的な為政者としての姿を描くことにもなるだろう。盛衰記の忠快赦免譚では、頼朝が忠快に斬首を命じることなく鎌倉へ召していたのも、そういった頼朝像が反映されているのではないだろうか。またいずれの赦免譚でも、配流や斬首が決定したとしても、頼朝の判断自体は誤ったものではなく、批判もされていない。それでも処分を思い止まらせる神仏の霊験と、思い止まる頼朝の信仰心・寛容さ、この両者によって赦免は実現する。

その上で相違点として、忠快赦免譚が観音霊験譚ではないことはもちろんであるけれども、そのみでなく、忠快赦免譚には処刑の場で刀が折れるような霊験はなく、夢想のあった頼朝の命によってはじめて助命されていることがあげられる。改めて、延慶本、盛衰記、絵詞、それぞれの頼朝の夢想を確認すると、延慶本では、大日如来が頼朝の

「頼ヲ打ドツカヘテ、片方ノ御足ニテハ胸ヲフマヘ」て、「忠快ガ頼ヲ切程ナラバ、只今汝ヲバツキ殺ムズルゾ」と迫り、頼朝は「助サセ給候へ。忠快ヲバ有シ候ハン」と懇願している。これに対して、盛衰記では、地蔵は頼朝に「律師忠快ト申ヲバ、此僧ニ免シ給ヘカシ。年来深ク我ヲ相憑メル僧ニ侍。不便ニ覚ユ」と懇願し、絵詞でも「忠快は縁ふかき者也。まげて我にゆるし給べし」と同様である。いずれも頼朝に助命を願うことで赦免が実現しているが、とりわけ盛衰記・絵詞で、地蔵（十禪師）が頼朝に懇願する様子は、頼朝の許可なくしては忠快の助命・赦免も叶わないことが示されている。助命は神仏によって直接には行われず、頼朝が介入することによって叶うことに特徴があると言えるだろう。延慶本における大日如来は、頼朝を脅迫までして助命を迫るように、神仏の威厳は保たれているようであるけれども、結果的には先に触れたように頼朝の寛容さと信仰心を描き出している。信仰する神仏が相手に働きかけることによつて、処分を免れるという靈験譚は他にもあるけれども^{二〇三}、このように助命の権限を握る頼朝に焦点を当て、その人物像を具体的に描いていることは注目してよいのではないか。

中世文芸における頼朝の描かれ方については、これまでにも注目されてきた。例えば山下宏明氏は、北条氏は「その

特権を維持するために、將軍の祖としての頼朝を神格化し、幕府存続の要とし」たのであり、「この頼朝像が南北朝時代から室町時代をとおして芸能やいくさ物語に大きな位置を占めることになつたと指摘する^{二〇四}。忠快や盛久・貞能の赦免譚における頼朝像も、このような中世文芸における頼朝の位置づけと無縁ではないだろう。その上で忠快赦免譚については、当時の山門と幕府との関係も、併せて背後に考えてみる必要もあるだろう。鎌倉時代の山門と幕府は微妙な関係にあつたことが度々指摘されている。佐々木馨氏は、幕府と延暦寺との間に対立関係があつたことを指摘し、「緊迫した敵対関係は、頼朝の時から一分の寸断もなく、時頼の時期まで連綿と続」いていたとした^{二〇五}。これに対して平雅行氏は、両者に「対立的側面があつたことは明白」としながらも、「それ以上に両者が日常的な協調関係にあつたことを忘れてはならない」と注意を喚起している^{二〇六}。そういつた両者の関係が、説話に与えた影響について指摘するには、慎重でなければならぬけれども、盛衰記・絵詞における頼朝の夢想の描き方には、幕府に対する遠慮のようなものまで感じられる。とりわけ絵詞については、その成立に、山門・日吉が深く関わっていることは間違いない、延慶本のような赦免譚が形成されていた一方で、絵詞は幕府に十分配慮した赦免譚を収録、あるいは制作したこ

となる。さらに、絵詞の成立に西園寺公衡が関わっていたとすれば、西園寺家は幕府と関わりが深く、公武間の連絡係である関東申次の任に代々当たっていたことから、絵詞作成において忠快赦免譚の幕府側の描写に配慮したことも十分に考えられよう。

推測を重ねたが、以上をまとめれば、鎌倉幕府という新たな政權誕生により生まれた忠快赦免譚は、忠快の本尊とする神仏の靈験譚であると同時に、半ば人格化された頼朝の権力と寛容さを描く説話であり、また神仏が頼朝に依頼することによってはじめて忠快の赦免が成り立つものと言える。

五 忠快赦免譚の話型の周辺

以上に見てきたような忠快赦免譚の話型は、特殊なものではない。同じ話型と呼ぶべき説話を、山門・日吉と幕府の関係にしばって二例挙げておきたい。

一つは、『吾妻鏡』承久三年（一一二二）閏十月二十九日条である。

廿九日己酉。日吉禰宜祝部成茂、今度依_レ有_二叛逆_一互同之疑、雖_レ招_二下_一関東。蒙_二免許_一帰洛畢。付_二伊賀次

郎左衛門尉光宗、送_二賀札_一於右京兆。其状今日到_二着鎌倉_一。且喜_二厚免_一、且可_レ祈_二武家遠長_一之旨、載_二之云云。是為_二筑後左衛門尉知重預_レ之。囚人出_二社頭_一之後、起居含_二愁緒_一、朝暮凝_二祈念_一。刺向_二七社方_一、詠_二一首歌_一。

ステハテズ塵ニマジハル影ソハハ神モ旅ネノ床ヤ

露ケキ

下_二着于関東_一之翌日、入_レ夜、右京兆室夢想。猿一来_二于座傍_一、被_レ付_二鉄鎖_一也。取_二室家之髪_一、纏_二左右手_一、太有_二忿怒之氣_一。覺之後、心神為_二惘然_一。猶如_レ夢。則以_二女房_一、示_二合大官令禪門_一、々々殊驚騒云、須_レ被_レ免_二成茂罪過_一。神道事、更匪_二人力之可_レ競也者。京兆夫婦共、仰_二信日吉神_一。早還_二本社_一、可_レ從_二神事_一。且今夜中、可_二進発_一之由、相_二触成茂_一旨、下知重々之上、所_レ遣_二餞物等_一也。

勅撰集歌人としても知られる、日吉禰宜の祝部成茂（一一八〇～一二五四）は、承久の乱後、おそらく後鳥羽院との関わりから「叛逆与同之疑」が懸けられ、関東に下った。関東に着いた夜、執権北条義時（右京兆）の室の夢に、鉄鎖に繋がれた猿が現れ、忿怒の形相で室の髪を掴む。大江広元（大官令禪門）はこれを聞いて、成茂の罪を許すことを進言し、義時夫妻も日吉明神を信仰していたことから、

成茂を赦免したという。源平の争乱から承久の乱に舞台を移しているだけで、説話の枠組みは忠快赦免譚と同じである。ただし大日や十禅師のように特定の神仏の霊験ではなく、広く山王権現の霊験を説くものとなっている。

続いて、著名な説話ながら、『太平記』巻二「三人僧徒 関東下向事」の恵鎮の霊験譚も同じ話型のものといえるだろう。

円観上人ト申ハ、元ハ山徒ニテ御坐ケルガ、顕密両宗ノ才、一山ニ光有カト疑ハレ、智行兼備ノ誉レ、諸寺ニ人無ガ如シ。：（中略）：此上ハ何ノ疑カ有ベキナレ共、同罪ノ人ナレバ、闇ベキニ非ズ。円観上人ヲモ明日問奉ルベキ評定アリケル。其夜相模入道ノ夢ニ、比叡山ノ東坂本ヨリ、猿共二三千群来テ、此上人ヲ守護シ奉ル体ニテ、並居タリト見給フ。夢ノ告只事ナラズト思ハレケレバ、未明ニ預人ノ許へ使者ヲ遣シ、「上人叡問ノ事暫ク闇ベシ。」ト被_レ下知_レ処ニ、預人遮テ相模入道ノ方ニ来テ申ケルハ、「上人叡問ノ事、此曉既其沙汰ヲ致候ハン為ニ、上人ノ御方へ參テ候ヘバ、燭ヲ挑テ觀法定坐セラレテ候。其御影後ノ障子ニ移テ、不動明王ノ貌ニ見サセ給候ツル間、驚キ存テ、先事ノ子細ヲ申入ン為ニ、參テ候也。」トゾ申ケル。夢想ト云、示現ト云、只人ニアラズトテ、叡問ノ沙汰ヲ止ラ

レケリ。

北条氏調伏のことが幕府に漏れたために、後醍醐天皇の帰依を受けていた恵鎮（円観上人）らが六波羅に捕らえられ、関東に下る。恵鎮の拷問を行う予定であったところ、北条高時（相模入道）の夢に、比叡山より二三千の猿が集まり、恵鎮を守護するように並んでいる。驚いた高時は恵鎮の拷問を思い止まる。ここでは恵鎮の影が不動明王に見えたという差異まで記されているけれども、やはり忠快赦免譚と同じ話型に属するものとしてよいだろう。ただしこの二話には、忠快赦免譚にあつたような、頼朝の信仰心・寛容さに見合うようなものは描かれていない。しいて言えば、成茂の説話の「京兆夫婦共、仰_レ信日吉神」が、義時夫妻の信仰心を描き出そうとしているくらいである。

このように、治承・寿永の内乱、承久の乱、後醍醐の倒幕計画と、争乱のたびに、同様の霊験譚が語られていることは興味深い。もともと、忠快赦免譚の形成が十四世紀初頭頃かと推測したことと、いずれも諸説あるものの『吾妻鏡』『太平記』の成立年代を考慮すれば、これらの赦免譚の形成時期は、互いにさほど隔たりがあるとは考えられない。おそらくは鎌倉時代の末期に、このような話型の赦免譚がいくつも生み出されていたと思われる。忠快赦免譚の話型は、朝廷と深く関わり続けた山門・日吉にあつて、関

東の武家政権との軋轢の中で生み出されたものであったの
だろう。その中でも忠快赦免譚は繰り返し述べたように、
忠快に対する神仏の加護のみならず、頼朝の寛容さ・信仰
心を描き出すところに特徴があると言える。

〈注〉

- (一) 川鶴進一「忠快譚の展開をめぐって―『忠快律師物語』を
中心に―」(『説話文学研究』34、一九九九・五)。
- (二) 辻本恭子『源平盛衰記』の忠快赦免譚」(『軍記物語の窓』
第三集、清文堂、二〇〇七)。
- (三) 日下力『平家物語の誕生』(岩波書店、二〇〇二)。
- (四) 速水侑「鎌倉政権と台密修法―忠快・隆弁を中心として―」
『中世日本の諸相下』吉川弘文館、一九八九)。
- (五) 『山家要略記』等。前掲注二辻本論文でも、本地地蔵説に
ついて述べられているので、本稿では省略する。なお、拙
稿「山王靈験記」形成の一端―宝地房証真を中心として―」
(『説話文学研究』43、二〇〇八・七)でも十禅師の本地説
について取り上げた。
- (六) 近藤喜博「山王靈験記とその成立年代」(『国華』771・772、
一九五六・六/七)、下坂守「『山王靈験記』の成立と改変」
(京都国立博物館「学叢」11、一九八九・三)。
- (七) 諸本により名称が様々であるが、「山王利生記」で統一す

る。諸本については、田嶋一夫「山王利生記成立考」(『説話
の講座』『説話集の世界II』一九九三)に詳しい。

(八) 前掲注六参照。

(九) 前掲注五参照。

(一〇) 牧野和夫「孔子の頭の凹み具合と五(六)調子等を素材に
した二、三の問題」(『中世の説話と学問』和泉書院、一九九二)。

- (一一) 記家や光宗、また光宗の相承については、田中貴子『溪
嵐拾葉集』の世界』(名古屋大学出版会、二〇〇三)等参照。
西山流を開いた澄豪については、牧野和夫氏が「常謹撰『地
蔵菩薩靈験記』和訳絵詞、その他」(『実践女子大学文学部
紀要』33、一九九一・三)で、「大きくは小川流(引用者注
・忠快が開いた流派)に属する西山流が「地藏菩薩」に深
甚な縁由を結ぶこと」を指摘していることも、地藏靈験譚
としての忠快赦免譚と関わって注目される。なお、やはり
澄豪から穴大流を相承し、光宗とも交流のあった恵鎮には、
第五章で触れるように、忠快赦免譚と同型の説話がある。
- (一二) 盛久赦免譚の比較、またその影響については、川鶴進一
「長門本『平家物語』の盛久観音利生譚をめぐって」(『軍
記物語の系譜と展開』汲古書院、一九九八)、田口和夫「盛
久説話の系譜―能(盛久)の視点から―」(『長門本平家物
語の総合研究』第3巻・論究編』勉誠社、二〇〇〇)など
に詳しい。

(二三) 絵詞より一例挙げておくと、巻四第四・五段(利生記では巻三第三・四段)の大衆騒動の張本とされた皇慶・頼寿・良円の説話などがある。

(二四) 山下宏明『いくさ物語と源氏将軍』(三弥井書店、二〇〇三)。また佐伯真一「源頼朝と軍記・説話・物語」(『平家物語遡源』若草書房、一九九六)では、中世文芸においては、頼朝に滅ぼされた者達への鎮魂を描く一方で、頼朝の体制を認め、その体制を寿ぐ構造があることを指摘する。

(二五) 佐々木馨『中世国家の宗教構造―体制仏教と体制外仏教の相剋―』(吉川弘文館、一九八八)。

(二六) 平雅行「鎌倉仏教論」(『岩波講座日本通史』第8巻、一九九四)。

(二七) この成茂の詠んだ「すてはてず」の和歌については、『続後撰和歌集』に入集する他に、絵詞巻七第七話の末尾にも、

成茂宿禰、罪なくして鎌倉へめし下されける道にて、
神も旅ねの床や露けき、と詠けるも思合られて貴こそ
おぼゆれ。

とある。

※引用は次のテキストによる。引用に際しては適宜濁点・句読点を付し、一部表記を改めた。

延慶本：大東急記念文庫善本叢刊、盛衰記：慶長古活字本(勉誠社)、絵詞：統天台宗全書・神道1、吾妻鏡：新訂増補国史大系、太平記：日本古典文学大系(太平記の引用箇所については諸本での大きな異同はない)

(はしもと まさとし・撰南大学講師)